

官報号外 昭和四十年四月二十一日

○第四十八回 参議院會議錄第十五号

昭和四十年四月二十一日(水曜日)

午前十時五十九分開議

○議事日程 第十六号

昭和四十年四月二十一日

午前十時開議

第一 緊急質問の件
第二 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案
及び牛乳法案(趣旨説明)

去る十四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

いたします。

内閣委員	三木與吉郎君
法務委員	井川 伊平君
外務委員	鈴木 万平君
同	山本 利壽君
同	和田 鶴一君
同	田中 清一君
同	梶原 茂嘉君
同	佐藤 芳男君
同	草葉 隆圓君
同	三木與吉郎君
同	八木 一郎君
同	鈴木 一司君
同	小林 英三君
同	梶原 茂嘉君
同	田中 清一君
同	増原 恵吉君
同	村上 春穂君
同	古池 信三君
同	大谷藤之助君
同	堀本 宜実君
同	石炭対策特別委員
同	大蔵委員
同	社会労働委員
同	商工委員
同	建設委員
同	外務委員
同	予算委員
同	石炭対策特別委員
同	大谷藤之助君
同	堀本 宜実君
同	法律

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略	同	内閣委員	三木與吉郎君
昭和四十年四月二十一日 參議院會議錄第十五号	同	法務委員	井川 伊平君
議長の報告	同	外務委員	鈴木 万平君
同	同	山本 利壽君	山本 利壽君
予算委員	同	和田 鶴一君	和田 鶴一君
同	同	草葉 隆圓君	草葉 隆圓君
同	同	佐藤 芳男君	佐藤 芳男君
同	同	増原 恵吉君	増原 恵吉君
同	同	村上 春穂君	村上 春穂君
同	同	古池 信三君	古池 信三君
同	同	大谷藤之助君	大谷藤之助君
同	同	堀本 宜実君	堀本 宜実君
同	同	石炭対策特別委員	石炭対策特別委員
同	同	大蔵委員	大蔵委員
同	同	社会労働委員	社会労働委員
同	同	商工委員	商工委員
同	同	建設委員	建設委員
同	同	外務委員	外務委員
同	同	予算委員	予算委員
同	同	石炭対策特別委員	石炭対策特別委員
同	同	法律	法律

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略

昭和四十年四月二十一日 參議院會議錄第十五号

議長の報告

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

運輸委員 鈴木 一弘君
建設委員 向井 長年君

異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

国有の会議場施設の管理の委託等に関する特別

措置法案

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員岩間正男君提出集会、集団行進及び

集団示威運動に関する東京都公安条例について

の質問に対する答弁書

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、

欠員中の国土開発総貫自動車道建設審議会委員一名の選挙を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 國土開発総貫自動車道建設審議会委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○鶴井光君 ただいまの柳岡君の動議に賛成いたします。

○議長(重宗雄三君) 柳岡君の動議に御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。発言を許します。羽生三七君。

「羽生三七君登壇、拍手」

○羽生三七君 私は、日本社会党を代表して、緊迫せるベトナム情勢について、政府の所信をたたずめ、緊急質問を行ないます。

私は、ベトナム問題について、私は去る二月十七日、この同じ演壇で緊急質問を行なったのであります。

が、二カ月後の今日、再び同じ問題について緊急質問を行なうに至った事態を、遺憾かつ不

幸と思わぬにはおられません。

さて、ベトナム問題の今日の段階で、われわれが当面する課題は、そもそも何でございましょうか。

か。また、この段階で、日本政府が平和のためにどのような寄与をなし得るか。また、寄与し得る

ことがあります。そのため、その寄与と役割とはどのよ

うなものであるのか。これが日本にとって当面の

課題と言わなければなりません。今日よいよ激化していくアメリカの北ベトナム爆撃と戦禍の拡

大を憂慮する世界の各国は、それぞの立場にお

いて、また、それぞの考え方を持ちながら、平

和的解決の糸口をさがし求めているというが、

今日の実情であると存じます。率直にいって、い

ろいろな提案がなされながらも、それが現実問題

としては十分に具体的な成果をあげ得るに至つて

いないということは、まことに遺憾でございま

す。では、日本政府は何もなすべき役割りではない

のかといえば、私はそうは思いません。今日、日

本が置かれている地位と立場から見て、果たし得る、しかも貴重な役割りが十分に存在していると確信をいたします。それは、日本政府がアメリカ

に対して、北ベトナム爆撃と戦争行動を即時停止することを勧告することです。

私の想像にして誤りがなければ、いや、事実、そのつの政

府の答弁にもうかがわることではござります

が、政府の方針は、うまい解決の条件が出そろつてくれれば、日本もそれから動こうということではないかと思います。しかし、今日の事態は解決の

妙手などはどこにもございません。問題の重点は、すべてアメリカの行動にかかっているからでございます。そうであるとすれば、日本政府が、

北ベトナムの爆撃、戦争行動の即時停止をアメリカに呼びかけることが、ベトナム問題に寄与し得る最大かつ最高の役割りであるといえるのではないかと思ひます。

具体的な解決策はその後でもおこなわれます。そこはございません。ベトナム問題の根本的解決は、米軍の撤退にあることは言うまでもありませんが、いま私が提起している問題は、当面する日

本政府の役割りについてでござります。

ここで、私が、特に総理の注意を喚起したいこ

とは、椎名外相のしばしばの答弁にもあらわれておりますように、何かと言えば、日本は米国と日米

安保条約を結んでいるから、こういう問題でござります。私は、ここで日米安保条約の本質論をやろ

うとは思ひません。しかし、たとえ安保条約を結んでいても、いまのようなアメリカのやり方は、安保

条約でいう極東の平和と安全に役立たないばかり

○議長(重宗雄三君) この際、おはかりいたしました。

○議長(重宗雄三君) この際、おはかりいたしました。

○議長(重宗雄三君) この際、おはかりいたしました。

羽生三七君から、緊迫せるベトナム問題に関する緊急質問が提出されております。

羽生君の緊急質問を行なうことに御異議ございませんか。

か、かえって極東の平和と安全を脅かし、世界大戦にまで発展する危険性を持つてはいるという立場から、今日の米国の行動について、必要な勧告や呼びかけをすることがあるてもよいし、また、今日の段階ではそぞすべきであるということであります。この政治的、外交的視野に立つての判断力を持たない場合は、安保条約のいう極東の平和と安全という問題が、いつも不斷に軍事的行動に限定をされ、日本はまたその制約を受けるといふ、全く受動的な、そしてまた、日米連命共同体ともいいうべき論理と立場におちいつてしまふことになります。

アメリカのジョンソン大統領は、さきにその演説で、無条件交渉の用意あることをほのめかしながら、その翌日は北ベトナムの爆撃をやつております。これは、右手で人のほほをなぐり、左手で握手を求めて、だれも応じないであろうと同様の問題であります。アメリカの無条件話し合いといふことがもし真実であるとすれば、それを事実をもつて立証すべきでございましょう。したがって、日本政府が北爆停止をアメリカに呼びかけても、それは決して不合理ではなく、十分合理的な勧告と言えると確信いたします。

特に付言いたしたいことは、アメリカ政府は、去る十四日、全国から招いた新聞、放送関係代表に対し、二日間、ベトナム戦局に關する外交政策の背景説明会を行ない、その中で、(一)平和解決の糸口発見はほとんど絶望的となつたが、まだあきらめない。(二)しかし、外交環境に変化が見える

までは、これまで以上に軍事圧力を強化するほかはない。〔したがって、向う一、二ヶ月間の軍事対決がこの戦局の岐路となるかもしれない。以上三点に要約できることを明らかにいたしましたのであります。このようなアメリカの強硬方針に対抗して、すでに北ベトナムにはソ連の地対空ミサイルが配備されたこと、さらに、要請があれば、北ベトナムへ、ソ連義勇軍を送ることも決定されたようであり、さらにもた、アメリカが使用する同種の兵器で報復するとのソ連の対米警告も行なわれる等、ベトナム戦局はいよいよ憂慮すべき方向に進んでおります。加うるに、ベトナム出兵の韓国兵の戦死、これは関係国が拡大していくだらだけではなく、韓国国内にも複雑な波紋を巻き起こしているようであります。日本政府が眞実に平和への寄与を欲するならば、いまこそアメリカに対しても、北ベトナムの爆撃、戦争行動の即時停止を呼びかけるべきではございませんか。これが質問の第一点であります。

なお、この際つけ加えたいことは、総理は十五日の衆議院での答弁で、「現状は、南ベトナムにおける反政府活動を北ベトナムが支援していることが重要な要因となっている」と述べられております。ではアメリカはどうでしょう。南ベトナムを援助するなどといふなまやさしいものではない、アメリカが戦争の先頭に立っているのではございませんか。質問の第一点にこれをつけ加えます。次に進みます。

の用意があると言ひながら、だれが交渉の相手か全く不明確であります。フランスのフォール元首相も、ベトコンは輸入組織ではない、ベトコンと話し合えと言つておりますが、植民地独立、民族解放運動の世界史的な意義を理解し、ベトコンの地位を認めて、これを交渉の相手に加えることが、平和解決の重要な条件だと思います。総理の所見はいかがでござりますか。あるいは、これはアメリカ自身の問題と総理は言われるかも知れません。しかし、この問題は、総理がよく言われる、条件を整えるということに通ずるのではないかと思います。そして、このこともまたアメリカに直言をしたほうがよいと思います。爆撃や戦争行為の停止は、話し合いの条件をつくることに役立つかもしれません。そして、ベトコンも話し合いの対象として、その後、話し合いの中で、南ベトナムの問題、北ベトナムとの関係等を調整することが、事の順序ではないかと思います。総理はどうお考えになられますか、これが質問の第一点でございます。

えられて、こう言つておられます。「この問題を、ただジュネーヴ会議に参加した国々が取り上げてくれればよいというだけでなしに、もっと積極的な意思を持つている」、こう述べられ、さらによた、「外務省を通じて米国ともそれぞれ連絡を持っている」とも答えられております。したがつて、この問題における総理の積極的の意とはどのようなものか、また、アメリカとどのような交渉を持つっているのか、お聞かせを願いたいのであります。また、昨日も学者グループとの会見で、総理は平和解決を熱望する旨を答えられておりますが、問題は、具体的にどのような外交活動を行なうのかということであります。したがつて、ここでは具体的なお答えをいただきたいと思います。これが質問の第三点でござります。

なお、このL.S.T.乗船の問題について、外相は、
「日米行政協定の規定から、役務調達では米軍を援助する義務がある」と言つておられます。日本の
領土、領海を離れた場合の役務調達は、安保条約の
範囲をこえることと思ひますが、いかがであります
か。また、衆議院での答弁で、外相は、「現地」
の範囲をベトナムまで拡大解釈しているようであ
りますが、その根拠をお聞きいたします。安保条
約審議の際の統一見解、フィリピン以北とい
う心の限界は、はずれたのかどうか、いつ、はずし
たのか、この機会に伺います。また、在日米軍が
一たん沖縄に移動して、しかる後ベトナムへ出撃
するような場合、これは事前協議の対象になる
のではございませんか。また、この機会に、これ
と関連して、米軍の日本基地使用拒否を事前に明
確にしておくべきであると思ひますが、同時にお
合せをいただきたいです。これが質問の第四点であります。

次の問題に移ります。ジョンソン大統領は、さ
きの演説で、十億ドルにのぼる東南アジア開発計
画を発表し、佐藤総理もこれに協力する旨を述べ
ておりますが、これはベトナム戦争が片づいた
あと、条件に見合った協力ということにすべきで
はないか、ませんか。ベトナム問題がこのような段
階にあるときに、どのような協力をしようともう
のでございましょうか。また、これと関連をし
て、南北ベトナムに対しても百十ドルの援助をす
ることいわれますが、これも当面は見合わせるべき
ではないませんか。また、政府の援助の内容は

どのよくな性質のものなのか、この機会にあわせ
て伺いたいと思います。これが質問の第五点であ
ります。

次の問題は、目下伝そられてるロウジ・アメ
リカ大統領代理の来日についてでござります。報
道によれば、アメリカ大統領の代理としてロウジ
氏が日本等極東六ヵ国を訪問するため、すでに出
発しているようあります。これは、もちろんベ
トナム戦局と関連しての訪問であることは間違
ないと思います。その際、米国の意思を聞くこと
もよいが、先ほど来、私が述べたように、戦
争拡大の防止、これが平和的解決のため、積極的
にこの機会を活用して、日本の意思を米国に伝え
るべきではないかと思います。北爆の即時停止、
話し合いによる解決の促進等の問題を積極的に提
起して、最大限にこの機会を活用してもらいたい
のでござります。ベトナム問題の現状は、こちら
からアメリカへ出向いてでも話し合うべきである
のに、大統領の代理が来日するというのであります
から、最もよい機会と考えます。アメリカの言
い分を一方的に聞くような会談になつてはならな
いと思いますので、この際、総理の見解を伺いた
いのとござります。これが質問の第六点でありま
す。

結論をいたしますが、ベトナム問題のむずかし
さを、ウォルター・リップマン氏は次のように
言っております。すなわち、「今日の基本的な事
実は、相手方が南ベトナムにおける勝利は目の前
に見えてる」と信じているのに、大統領は、南ベ

トナムにおける軍事的敗北を阻止するだけではありません。私も多分、今日の基本的事実は、リップマン氏の言つておられる点である」、リップマン氏はこう言つておられます。それとともに、アメリカが名誉ある解決を欲していることも事実であろうと思ひます。ところが、私の考へでは、これは一種のパラドックスかもしませんが、米国の名譽は、戦争を拡大し、全世界から孤立し、際限のないどろ沼におちいることによって得られるのではなく、戦争をやめて、ベトナムの問題はベトナム人民自身の解決にゆだね、その平和的意思を全世界に示すことによって得られるものと、確信いたします。これこそが、アメリカの名譽を回復し、かつ、高める、唯一の道であると存じます。ベトナム戦争のいよいよ高まりゆく危機を前にして、佐藤絹理が、平和のために、勇気をもって、いま直ちに問題に取り組まれることを強く要請いたしましたし、私の緊急質問を終わります。（拍手）

すし、また過日は、エドガー・フォール氏にも会いましたし、あらゆる方面におきまして、各方面の意見も伺つて、またその線に沿つての私の努力もいたしております。ただ私は、この際申し上げたいことは、こういう紛争は一方的な問題ではなくて、必ず相手のあることございます。したがいまして、それぞれの立場においてそれぞれが話がしいい場合、たとえば私なら、ただいまおっしゃるよう、アメリカに対しても、日米の関係から申して忌憚ない意見が言えるであろう、かよういうを望なさいますが、同時にまた、エドガー・フォールさんのような方ならば、必ず北越に対しても、あるいはソ連に対しても、また中共に対しても、その感ずるところ、世界平和のために発言ができるであろう、こういうことを実は端的に申しまして、お互いがそれぞれの立場において、それがその主張を明確に相手方に考慮していただけます。私は、そういう立場で今日の問題を力しそうではないか、この話を実はいたしたのでござります。私は、そういう立場で今日の問題を処理すべきではないか、かように思います。したがいまして、ただいまお話をになりますように、一方的に、アメリカが北越をやめればというだけでは、問題の基本的な解決にならない。しかし、少なくとも現状において、戦いが一方的にはそれでとまる、こういうことが指摘されるのであります。この問題自身は、しばしばアメリカが声明しておりますこととく、北越の浸透作戦、それに對する対応策としてただいまとつておるのでございま

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手
○國務大臣（佐藤榮作君） お答えいたし

処理すべきではないか、かように思います。したがいまして、ただいまお話をになりますように、一方的に、アメリカが北朝鮮をやめればといふだけでは、問題の基本的な解決にならない。しかし、少なくとも現状において、戦いが一方的にはそれでとまるところ、「こういう」とことが指摘されるのであります。この問題自身は、しばしばアメリカが声明しておりますこととく、北朝鮮の浸透作戦、それに対する対応策としてただいまとつておるのでございま

すから、この平和をもたらす、こういう観点に立てば、お互に慎むことが必要だと、かように思っています。かよくな意味におきまして、今回のジョンソン大統領の演説、並びにその際に示された具体的な方法については、私どもこれは賛成であると、そういう意味で、これが平和への糸口になる、見つける糸口になる、こういふことを実は期待いたしております。ただ、これにつき申しておりますが、相手方が不明確ではないか、かよくな申しておりますが、アメリカ政府の、ジョンソン大統領の演説にもありますとく、無条件話し合いであります。もちろん、ベトコンを相手にすることもあり、もちろん、ベトコンを相手にすることも辞さない、かようには申しておるのでありますから、アメリカ側としては、十分の条件を具備した申し入れをしておる、かようには私はとつておるのであります。ただいまそういう観点にありますから、この機運を一そく醸成したい、かよくなこれから念願しておるものでございます。

次に、関係各國と十分連絡をし、そして具体的な処置をとるべきではないかというお話をござります。もちろん、ソ連から私どものほうに対する申し入れのあつたことはすでに申しまして、また、今日、川島あるいは周恩来首相との会談なども行なわれておりますから、たぶん、かよう話を出ておるだらう、まだ報告は十分聞いてはおりませんけれども、たゞ一回、ソ連、イギリス、カナダ、フランス、これらの国々がこういう問題につきましての国際的な動向、そういうものが高まつてくる、こういうことが解決への糸

口と、かよくな私思いますので、私もそういう観点に立ちましては、これらの国々と十分連携をとつてまいります。

次に、LSTの乗船の問題でありますが、その中にも、お説にもありましたとおり、これは自由意思で決定される限りにおきまして、私ども普通の状態ならば、何らこれに觸する考え方ほどございません。しかしながら、日本国民が危険にさらされ、こういう状態ならば、もちろん注意しなければなりませんし、それがまた、軍事行動、戦争協力だと、かよくな誤解を受けるようなことがあつてはならないと思います。しかし、現状においては、ただいま言わされること、非常な危険にさらされると、こういう実情のよには私どもは見受けませんし、また、このLSTの行動自身は、これがいわゆる戦争協力ということは、やや言い過ぎではないかと、かよくな思いますので、私は、ただいまの状態においては、これをとめる考え方はございません。

次に、十億ドルのアジア開発計画についての当方の考え方でございますが、ただいままで、これはまだ具体的にその内容は示されておりません。

国連を中心にして、いろいろの開発計画が進められるであろう、その具体化することを心から願つております。ただいままでのところ、かつて国連中心でメコン開発の計画をし、日本もそれに技術的協力をしたと、かよくなことはございますが、

ただいまの紛争での計画は一時とんざしておりますので、その後の状況を十分見きわめ、今後話

が具体化をする、そういう際には、これと協力していく、かよくな立場でいたいと思います。

また、九百十ドルの問題についてお尋ねがございましたが、この九百十ドルは、御承知のよ

うにベトナムに対する賠償取りきめの一環として、賠償協定が発効した後五年たつたら、民間ベースで九百十ドルといふものを経済協力しよ

う、かよくな申し出がありまして、これをベトナ

ムが受けておるわけであります。ただいまその点

でございますが、この計画で、過般ベトナムの交

通土木副大臣が参りました、そして九百十ドル

のうちにミトアン橋といふ、いわゆるメコン河に

橋をかける、そういう計画を申し出ております。

ただいまのようないわゆる内政の事情にある間に、ただいま積極的にかよなうことができるかどうか、ただいま

いまの治安状況その他から見まして、これがただいまのようないわゆる内政の事情にある間に、ただいま積極的にかよなうことができるかどうか、ただいま

いまの治安状況その他の見まして、これがただいまのようないわゆる内政の事情にある間に、ただいま積極的にかよなこと

がよなことになつております。

ただいまの紛争での計画は一時とんざしてお

りました、ただいままでのところ具体化してお

りません。

問題は、先ほど来お話をありましたように、ま

た御意見は私も十分拝聴いたしましたとござい

ます。それから領海外に出ても差しつかえな

い。かよくな制限は受けないのであります。

第二の御質問であります。極東の範囲は、

フィリピン以北である、そうすると、ベトナムは

フィリピン以北ではないから、いわゆる極東の範

囲外である、かよくなお話をございます。大体に

おいて、この極東の範囲は、フィリピン以北とい

うことになつております。しかしながら、その範

囲の周辺において起つた事件が、極東の平和と

復するようにいたしたい、かよくな考えます。

(拍手、「答弁漏れ」と呼ぶ者あり)

〔國務大臣椎名悦三郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(椎名悦三郎君) 米軍が日本人を雇う場合、間接雇用と直接雇用の二つの場合があるの

であります。地位協定で定められておりますのは、間接雇用の場合でありますと、この場合は、

まず日本政府が雇用主になつて、実際の使用は、米軍がこれを使用する、かよな場合でございま

す。この場合、もちろん日本の国内において働く

ということになつておりますけれども、船員でござ

りますので、領海をたまたまはずれる場合が

あります。この場合、もちろん日本の国内において働く

ということになつ

安全を脅かすといふ場合には、これを排除するためとされる行動は、必ずしも極東の範囲でなく、あらゆる、その周辺に出かけてこの脅威を排除することができる。こうしたことになっておるのですから、さよう御了承願います。

第三は、在日米軍が沖縄へ移動して、さらに沖縄からベトナムに移動するということは、事前協議の対象にならないかといふお話であります。これは事前協議の対象にはなりません。

第四番目は、米軍の日本基地使用をあらかじめ禁止するということをやるべきではないかといふお話をございましたが、ただいま、御承知のとおり、米軍は直接作戦行動のために日本の基地を使用しておらない。将来、戦争がある時は拡大して、日本の基地を作戦行動の直接の発進地として使用するという場合には、その場合に当面して手を打つのではないか、事前にこういふことは明らかにすべきではないかといふお話であります。が、さような状況にまだ達しないのに、それを想定してとやかく言ふことは、かえつて適当ではない、かえつて人心を不安ならしめるというような要素がありますので、それは適当でないと考えます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 総理大臣から答弁の補足があります。これを許します。

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤榮作君) たいへん失礼いたしました。

先ほど来の私並びに日本政府の態度は、よく御了解いただけたと思いますが、あらゆる機会

に、私はこの主張を相手方に十分伝えるつもりで

ございます。したがいまして、ロッジさんが見えましたら、もちろんたいへんいい機会だ、かよう思ひますので、その機会にお一そく私のほうの主張を徹底するようにいたしたい、かように考えます。(拍手)

これらの諸情勢にかんがみ、(一)今後とも増大が予想される需要に対応して、可能な限り生乳の国内自給をはかるよう、生産の安定的拡大につとめること。(二)牛乳飼養規模の拡大等を通じて、酪農経営の生産性の向上を促進すること。(三)牛乳製品の需給の安定並びにその処理、加工、流通を通じる合理化を推進すること。を施策の基本方針としております。また、これが実施にあたっては、需要の急速な増大が予測され、同時に、生産者にとつても相対的に有利な飲用乳の比率を高めるよう、配慮してまいるべきものと考えております。

特に、加工原料乳につきましては、乳製品の国内価格が国際価格に比して一般に割り高な水準にありながら、原料乳に支払い得る乳価は、なおその再生産を確保するに困難な水準であることから考えて、財政上の援助が必要であります。特に、加工原料乳の主要な生産地帯の多くは、今後とも酪農を基幹作目として農業の発展をはかつていくことを必要とする地帯であります。また、これら

○議長(重宗雄三君) 日程第一、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案及び牛乳法案(趣旨説明)。

両案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者から順次趣旨説明を求める。赤城農林大臣。

〔國務大臣赤城宗徳君登壇、拍手〕

○國務大臣(赤城宗徳君) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

近年におけるわが国の酪農の発展はまことに目ざましいものがありますが、わが国経済の高度成長、開放経済体制の進展、農業全体の構造変化等、酪農を取り巻く諸情勢は急速な変化を示しつつあります。

また、酪農自体としても、その経営規模は漸次拡大しつつあるとはいえ、なお、一般に零細であり、飼料自給度も低く、全体として、生産性、収益性は低い状態にあります。また、生乳の流通加工面におきましても、生乳取引の公正と安定の確保、集乳路線の整備、乳業の合理化等、数多くの解決しなければならない問題をかかえている状況

乳製品の需給操作を通じて加工原料乳の価格安定

をはかることをその骨子とする。現行の畜産物の価格安定等に関する法律による価格安定措置につきましては、最近における生乳生産の動向と乳製品の需給実勢から見て、運用上の困難が予想されるところであります。今後、酪農経営の安定向上及び牛乳乳製品の需給の安定をはかるためには、価格安定制度の改善強化を緊要とするゆえんであります。

以上の基本方針を具体化する施策の一環として、生乳生産者に対する加工原料乳についての補給金の交付の措置、主要な乳製品について畜産振興事業団が行なう一元的輸入による需給安定の措置、並びに、同事業団が行なう乳製品の買い入れ、売り渡しに関する業務を改善整備するための措置を暫定的に講ずることとし、ここに、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案を提出した次第であります。

かかる観点から、現在その乳価形成が不明確な生乳取引を用途別価格による取引に改め、加工原

料乳につき、生乳生産者に対して補給金の交付を行なうこととしております。これが実施の方針といたしましては、畜産振興事業団が、都道府県知事の指定を受けた生乳生産者団体に、生産者から委託を受けて販売した加工原料乳の数量に応じて補給金を交付し、その生産者団体は、生乳販売代

にあります。

さらに、最近におきましては、生乳生産量の伸びが鈍化しており、今後予想される牛乳乳製品の需要の増大を考慮するとき、これからも需給の逼迫が懸念されております。

これらは、加工原料乳生産者に対する補給金等暫定措置法の内容につきまして御説明いたします。

その第一は、加工原料乳生産者に対する補給金の交付の措置であります。畜産振興事業団による

昭和四十年四月二十一日 参議院会議録第十五五
金に交付された補給金を加算して、生産者に対し
てその生乳委託販売元数量に応じて支払うことと
たしております。

補給金は、主要な加工原料乳地域の生乳の再生産を確保することを旨として定められる保証価格

と乳製品の基準取引価格を其標準として定められるが、工原料乳の基準取引価格との差額とし、補給金の交付の対象となる数量には、限度を定めることとおしてあります。

第二は、加工原料乳に対する補給金制度及び乳製品の価格安定制度の適正な運営を確保するため、畜産振興事業団が、主要な乳製品の輸入を一元的に行ない、乳製品の需給及び価格の安定をはかることいたしております。

第二回 有の御用に付いた。—— 亂世の口の
消費の安定に資するような一定の水準での価格の
安定を確保するため、畜産振興事業団が行なう乳
製品の買い入れ及び売り渡しに関する特例措置を

なお、この法律案は、今後における酪農及び乳業の合理化の進展と酪農經營にとって価格条件の有利な飲用乳の比率が高まつて行くことも期待されますので、昭和四十一年度以降当分の間の暫定措置を定めるものとし、これに伴い、現行の畜産物の価格安定等に関する法律の規定の適用について必要な特例を設けてございます。

以上が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君)
衆議院議員芳賀貢君。

○衆議院議員（芳賀貢君）牛乳法案につきましても、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げ

げます。

最近におけるわが国の農業は、高度成長政策に災いされ、農業基本法に掲げる生産性の向上と所得の確保は単なる題目にとどまり、農業就業人口の都市への大量流出、兼業農家の急増等によつて、農業生産は停滞し、国民食糧の供給に不安を生じ、今後の農業発展に対して、まことに憂慮すべき事態に立ち至つてゐることは御承知のとおりであります。

この際、酪農の現状について申し上げますと、昭和三十年の乳牛の頭数は四十二万一千頭であつたのが、三十九年までは百二十三万八千頭と、十

平均三頭の牛乳を飼育しており、したがつて牛乳

の生産についても、昭和三十年には年産百万トンであつたのが、三千九年には三百四万トンと、生産量も三倍に躍進しているのであります。また、

これに対して、飲用牛乳及び乳製品の国民消費は毎年一三%ないし一五%と順調に伸長を示しているのであります。かかる生産と消費の動向にもか

かわらず、酪農政策については、今日、多くの矛盾と欠陥が起伏しているのであります。

最近 政府は 社会開発の推進によって、ひずみ
はおりますが、依然として貿易の自由化を促進して

食糧自給体制を放棄し、安上がり農政を施行しております」とは、各方面から指摘されているところであり、まさに自民党政権に農政なしの感を禁じ得ないのであります。

しかして、政府は、ここ数年来、農業基本法にのつとり、畜産、果樹等の成長部門に対し選択的拡大の路線を推進してまいりましたが、この施策と併行して実行されるべき飼料資源の開発及び流通管理対策、あるいは牛乳、乳製品の生産と価格及び流通対策が、独占的な乳業資本または飼料会社の利益本位に進められているため、酪農民の適正な労働報酬すら確保されず、毎年のように生産者と乳業者の間に乳価格問題をめぐって紛争を生起させ、結局、生産者には低乳価をしい、消費者には生産者乳価の三倍にのぼる高乳価を押しつけているという矛盾をもたらし、いまや酪農民は政府に対し強い不信の念すら抱いているのであります。

まさに農民不在ともいはべき政府の農政に対して、わが日本社会党の酪農政策の基本方針を申し上げますならば、すなわち、わが国の食糧自給体制を確立し、食生活の消費構造の質的向上をはかるため、農業発展長期計画に基づいて、牛乳、乳製品の生産を確保し、酪農の発展と農民所得の増大を期することとし、國の責任によつて、草地の開発造成を行なつて、自給飼料の増産等、生産条件を整備し、酪農経営の近代化、共同化を促進するとともに、牛乳の生産、加工、流通、価格、消費等の対策については國の管理を強め、特に価格

対策、流通対策については抜本的な改革を行なうこととし、この基本方針に基づく重要な柱として、今回牛乳法案を提出した次第であります。

したがつて、本法案の目的といたしますところは、牛乳及び乳製品の生産の確保、価格の安定、消費の増進等をはかるとともに、酪農及びその関連産業の健全な発達と農家所得の向上を促進し、あわせて国民食生活の改善に資するため、生乳についての交付金の交付、牛乳及び乳製品の販売に関する基準価格の設定、乳製品の政府の買い入れ及び売り渡し、学校給食用牛乳及び母子保健牛乳の給付等の措置を講じようとするものであります。

以上が本法案を提出した理由であります。

次に、法案の内容について申し上げます。

第一に、農林大臣は、毎五カ年を一期とする「牛乳等長期需給計画」を定め、これに基づき「牛乳等年度需給計画」を定めて公表することとしております。

年度計画の内容は、生乳の生産数量、飲用牛乳、乳製品の需給数量、政府の買い入れ及び売り渡し見込み数量及び、生乳の遠距離輸送に関する事項等であります。

第二に、農林大臣は、牛乳年度の開始前に、一、生乳の保証価格、二、生乳の販売基準価格、三、飲用牛乳の取扱基準価格、四、飲用牛乳の小売り基準価格、五、指定乳製品の販売基準価格を定めて告示することとしております。

まず、一の、生乳の保証価格は、食管法に基づく生産者米価と同様に、生産費所得補償方式に

よつて算定された生乳の生産者価格であり、同時に政府の保証価格であります。また、保証価格は、一物一価の原則により、全国同一価格をたてますといたしております。

二の、生乳販売基準価格は、農業パリティ指数、物価及び消費者の家計費等を参考して定めることとし、この価格は、生産者団体が乳業者に生乳を売り渡す場合の最低販売価格のこととあります。

三の、飲用牛乳の販売基準価格は、生乳の販売基準価格に飲用牛乳の製造及び販売に要する標準的な費用を加えたもので、卸販売価格のこととあります。

四の、飲用牛乳の小売り基準価格は、飲用牛乳の販売基準価格に、小売り販売に要する標準的な費用を加えたもので、飲用牛乳の消費者価格のこととあります。

五の、指定乳製品の販売基準価格は、生乳の販売基準価格に、乳製品の製造及び販売に要する標準的な費用を加えたもので、乳製品の卸販売価格のこととあります。

第六は、生乳の販売による生乳の一元集荷多元販売についてであります。

第七は、生乳の生産者が構成員となつている農業協同組合または農業協同組合連合会は、生乳生産者団体として、生産者から生乳の販売の委託を受けて、生乳の一元集荷と販売の事業を行なうとともに、全国を区域とする農業協同組合連合会は指定生乳生産者団体として、政府からの交付金を生産者にま

交付する業務を行なうこととしたのであります。

第四は、生産者に対する交付金の交付についてであります。

まず、生乳の保証価格から、生乳の販売基準価格を控除した額が交付金の基礎となるのであります。

政府は、生産者団体が一元集荷して、乳業者に販売した生乳の総数量に対し、交付金を交付するものとし、その場合の指定生産者団体は農林大臣が指定した全国を区域とする農業協同組合連合会とし、交付金は農協系統を経由して生産者に交付することといたしましたのであります。

第五は、指定乳製品の政府買い入れ及び売り渡しについてであります。

政府は、乳製品の需給及び価格の安定をはかるため、指定乳製品を生産者団体または乳業者から申し込みを受けて買い入れるものとし、買い入れ価格は、販売基準価格によることといたしたのとあります。

第六は、牛乳審議会の設置についてであります。

審議会は、農林大臣の諮問に応じ、牛乳等需給計画、生乳の保証価格、飲用牛乳及び乳製品の販売基準価格、その他重要事項を調査審議し、あわせて農林大臣に対し建議するものといたしておりま

す。

第七は、学校給食用牛乳の無償給付と、母子保健牛乳の給与についてであります。

わが日本社会党は、すでに第四十六回国会に学校給食法の一部改正法案及び学校給食牛乳の供給に関する特別措置法案を提出し、今国会において、目下継続審議中でありますが、両法案の趣旨は、義務教育諸学校の児童、生徒に対し、牛乳の学校給食を無償で給与することとし、これが実施に必要な措置を内容としたものであります。

また、妊娠婦及び乳幼児の健康の保持増進をはかるため、母子に対して牛乳、乳製品の摂取に必要な費用の全部または一部を国が負担する旨を明らかにいたしました。

第八は、牛乳審議会の設置についてであります。

第九は、牛乳の遠距離輸送に関する施策についてであります。

政府は、牛乳等年度需給計画に基づき、牛乳の水準に安定するようにつとめることといたしておられます。

い、公共的な牛乳の輸送が期せられるようにいたしましたのであります。

第十は、政府は生乳の価格安定をはかるため、生産者団体の飲用牛乳または、乳製品の製造施設等について、経費の一部を補助することができるることとし、また、乳業者に対しても、それらの製造施設に要する資金の融通、あつせんを行なうことをいたしましたのであります。

第十一は、農林大臣または、都道府県知事は、飲用牛乳または乳製品の製造または販売業者に対し、流通経費の低減をはかるため、経営の改善、合理化等に関し、必要な勧告を行なうことができるものとしたのであります。

第十二は、交付金の対象となる生乳の集荷及び販売の適正を期するため、指定生産者団体及び乳業者は、農林省令で定めるところに従い帳簿を備えつけられること、農林大臣または都道府県知事が必要とする報告、または立ち入り検査に応ずる義務を明示いたしましたのであります。

第十三は、附則におきまして、農林省設置法、酪農振興法、畜産物価格安定法等についての改正及び諸規定の整備を行なうことといたしております。なお、この法律の業務及び会計については牛乳管理特別会計によることとし、別途に法律案を提出することにいたしましたのであります。

以上牛乳法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。

昭和四十年四月二十一日 参議院会議録第十五号 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案及び牛乳法案(趣旨説明)

矢山有作君。

〔矢山有作君登壇、拍手〕

○矢山有作君 私は日本社会党を代表し、ただいま提案されました加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案に対し、總理並びに関係各大臣にお尋ねいたします。

ついであります。

いま、わが国の農業と農民は、自民党政府の強行する貿易自由化体制の中で、その経営と生活は破壊されようとしており、農民の人間性を疎外し、食料の自給体制を放棄する自民党農政は、みずから最大の成長部門と宣伝する酪農をも崩壊の危機に追い込んでおります。生産者乳価は値下げされ、これに追い打ちをかけるように、学校給食用脱脂粉乳など大量の乳製品が輸入されている。また、このような乳価の不安定とは逆に、飼料価格は著しい値上がりを続けています。しかも、濃厚飼料の輸入は増大の一途をたどり、その輸入依存度は七〇%にも達している。反面、国内の飼料生産は停滞し、麦作転換政策と相まって、裏作放棄を含む不耕作地は二百五十万町歩にも及ぼうとしている。さらに、牛乳、乳製品の生産、加工、処理の体制は、零細経営が大部分で、弱体そのものであり、加うるに、牛乳の流通、特に集送乳、販売、小売り等の形態は不合理きわまる。そのため、生産者には低乳価を、消費者には高価格を押しつける結果となり、いたずらに中間経費を増大する一原因をなしている。

従来、酪農対策の方向は、乳業資本の主導にまかされ、酪農政策はこれを容認し、追従してきた。そのため、わが国の酪農政策は、諸外国に比して著しく立ちおくれ、とりわけ、流通、価格対策が不合理なため、生産者と消費者に犠牲をしいてきたのである。最近、大手乳業会社による市場独占がますます強化される中で、その矛盾は一そう拡大されてきている。さらに政府は、原料乳の価格保障の名のもとに、今回本法案を提案したのであるが、その意図するところを一言にして言えば、表面、「農民に、現行畜安法体制より前進し、農民保護を強めるかの」とき幻想を与えてつゝ、実体はこれより後退をし、乳製品自由化への道を準備し、農民の犠牲強化の中で乳業資本の収奪を一そろ強めようとするもの」であり、まさに羊頭を掲げて狗肉を売る典型的なものである。これに対しわれわれは、食料自給体制の確立を前提とし、国民の食生活を質的に高めるとともに、農業の発展と農民所得の増大をはかるため、いまこそ酪農業の飛躍的発展を期さなければならぬと考える。このために、これを阻害する諸原因を除去し、国責による総合的かつ強力な酪農振興基本政策の確立を強く主張し続けてきたのである。しかるに、政府の農民不在の政策は、われわれのこの主張を無視し続け、その結果は、今日の「ごく酪農を危機的状態におとしいれたのである。現在のわが國酪農の実態を踏まえ、今後の佐藤総理の方策を承りたい。

れてはいるのかどうか、強い疑惑を抱かざるを得ない不得要領のものであつたと感じている。少なくとも總理たるもの、わが國酪農の実態を十分に認識され、的確な御答弁を願いたいと思う。ではれば、總理が衆議院本会議で言つておられるように、「いかに政府の方針を信頼してくれ」と言わわれても、信頼のしようがない。ましてや、これまでは自民党農政のもとで裏切り続けられてきた農星は、信頼しつこない。むしろ、從来もいわれていていたほらが安全などとの気持ちを、より強めるが闘の山と思われます。

第一にお伺いしたいのは、国民の最大の関心は、本法案が現実に動き出したとき、加工原料乳の保証価格、保証対象数量、基準取引価格、指定乳製品の安定指標価格、及び、それらによって算出される生産者補給金の額がどうなるかということであり、したがつて、それについて、本法案が実施に移された場合の数字をお示し願いたい。また、乳製品の輸入差益金はどのくらいになら、補給金財源に充当し得る額は幾らであるか。三十九年実績及び四十年度見込みについて示されたい。本制度運用の実態を推察するのに重要なよりどころとなるものであるから、右の点については特に明確に答えられたい。

第二に、本法案によれば、補給金交付の対象となる加工原料乳の数量は、政令により、都道府県知事の認定する数量とし、また、当事者の取引価格を

混合乳価制から用途別乳価制に改める、としているが、今日のように、原料乳の需給調整機能が大手乳業資本によって一手に掌握され、需給操作の実態は企業機密として外部にはわからぬ仕組みになつてゐるため、保証対象数量が乳業資本の言ひなりに決定され、対象外の生乳は価格が保証されず、買いたたきの対象となり、生産者の受け取る総体乳価は切り下げるのではないか。また、乳業資本が、加工原料乳の基準取引価格またはそれ以下の低い乳価で買取つた原料乳を、工場間転送して、市乳地帯に持ち込むケースが多くなり、これが市乳地帯の乳価暴落を引き起こすことになり、市乳化促進を阻害することになると思われるがどうか。また、用途別乳価制度の実施は、加工原料乳と市乳原料乳の両生産地帯の農民の団結を弱め、乳業資本の農民分断支配を容易にするのみで、生産農民に益するところはないではないか。したがつて、われわれは、一物一価の原則により、全生乳を全国同一価格によつて保証すべきであると考えるのであるが、大臣のこれらに対する御所見を承りたい。

正が必要であるが、これについての大臣の所見を承りたい。

第二に、飲用牛乳についてはきびしい規制をしているが、色物牛乳、還元牛乳等の牛乳擬似品は野放し状態である。したがつて、これらについて、その含有成分に規格を設け、牛乳成分の含有量を表示させるとともに、牛乳の名称を使用させない等、きびしい規制をすべきであると考えるが、御所見を承りたい。

以上、各大臣の責任ある明確な御答弁を期待いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

卷之三

○國務大臣(佐藤榮作君) 酪農は、ただいまお話をありましたごとく、農業の成長部門でござります。したがいまして、政府は、特に力をいたして酪農の振興をはかつていくと同時に、また、これが国民の食生活の面から見ましても、食生活の改善向上、こういう点で、牛乳あるいは乳製品を豊富にかつ安定供給をさす。こういう観点に立ちまして、どうしても酪農を積極的に振興していくなければならぬ、かように考えております。ただし、矢山さんから、各方面にわたって、酪農振興のためには、総合的に、なおかつ強力にこれを実施しなければだめだ、こういう御指摘がありました。確かに私もさように考えております。まず、その自由化の問題であるとか、あるいは飼料の問題であるとか、あるいは加工処理の面において、あるいは流通機構の面において、あらゆる面において、また、価格対策において、すべてを総合的

たしたいと考えておりますので、今日の段階で生産者補給交付金の額等につきましてお答えいたしかねる次第でございます。また、補給金の財源措置につきましては、国庫から畜産振興事業団に対しまして交付金を交付することとしております。

なお、乳製品の需給及び価格の安定上必要な乳製品の収入によって売買差益が発生した場合は、これは補給金財源の一部に充てることにしておりますけれども、財源としては補充的なものでありまして、これに大きな期待の持てるような額ではないません。また、輸入乳製品の売買差益の見通しにつきましては、需給の見通し、畜産振興事業団の指定乳製品の在庫状況、安定指標価格と輸入価格の水準いかん等によりましてきまるわけでありまして、この段階で想定する」とは困難でございます。

第二番目には、保証対象数量を乳業資本家がかってにきめて、酪農農民を圧迫するのではない

うに加工原料乳の不足扱いの前提といたしておるのでございまして、また、この量は販売数量等に応じまして全国的にきめていくのでございます。こういうことの前提でござりますので、これによつて農民の分断ということに相なりません。また、需給実勢を反映して、公正な価格の形成を意図しているのでございますので、この加工原料乳の不足扱いを行なうことによつて、飲用乳の関係も有利な価格形成に相なつて、相互公平に行なわれるものと考えております。農民の分断ということには相ならぬと思います。

価格を全国の一つの段階できめていくようだ。たとえば米のようにしたらどうかということございまますが、これは実態に沿わねばかりか、地域的に酪農農民の利害の錯綜混亂を招くと思います。でありますので、法案にありますように、県単位で乳価ブルの範囲をきめていく、県単位がおおむね同一水準になつておりますので、県単位

こういうような価格制度を行なうが、自由化によりましてこれを遮断するのか、あるいは遮断しないで、国際価格にさや寄せをして、引き下げを意図するのか、こういうことでございまして、けれども、国際競争力が非常に不十分な現状でございまして、そういう関連から不足払いを行なおうとすることござりますので、この日本の酪農製品が相当生産コストが低下するというまで、輸入等につきましては規制を継続しておかなければならぬことは申しまでもございません。（拍手）

Digitized by srujanika@gmail.com

に強力にこれを実施していくということに尽きるのではないか、かように思つております。今回法案を提案しておりますのも、これらの一助になるだろうと、かように思いますので、ぜひとも御協力のほどをお願いいたします。(拍手)

【国務大臣赤城宗徳君登壇、拍手】

か、こういうことだと思いますが、保証対象数量等につきましては、審議会の意見等を聞きまして、これは農林大臣が決定することになつておりますので、乳業資本家がかつてにこれをきめることには相なつております。でありますので、加工乳業の関係者と飲用乳業者との關係とを分断するのじやないか、こういうことはあり得ないのでござります。

第三に、用途別乳価の制度、この制度も農民を分断するのではないか、こういうお尋ねでござります。用途別乳価制度をつくことは、御承知のよ

できめでいくことが妥当である。こういうふうに考えます。そこで、県単位の中でも、これを分けたやるというような例外の場合もあるかどうかといふことですが、これは、同じ県でも、島とか、あるいは山村地帯、僻地等によりまして、自然的な条件も異なつて、かつ、生乳の生産事情、流通事情等が異なる場合には、乳価ブールも同一に行なう必要がないというふうに認められるので、県内の地域を区分する場合もあり得るのでござります。

うに加工原料乳の不足扱いの前提といたしておるのでございまして、また、この量は販売数量等に応じまして全国的にきめていくのでございます。こういうことの前提でござりますので、これによつて農民の分断ということに相なりません。また、需給実勢を反映して、公正な価格の形成を意図しているのでございますので、この加工原料乳の不足扱いを行なうことによつて、飲用乳の関係も有利な価格形成に相なつて、相互公平に行なわれるものと考えております。農民の分断ということには相ならぬと思います。

価格を全国の一つの段階できめていくようだ。たとえば米のようにしたらどうかということございまますが、これは実態に沿わねばかりか、地域的に酪農農民の利害の錯綜混亂を招くと思います。でありますので、法案にありますように、県単位で乳価ブルの範囲をきめていく、県単位がおおむね同一水準になつておりますので、県単位

こういうような価格制度を行なうが、自由化によりましてこれを遮断するのか、あるいは遮断しないで、国際価格にさや寄せをして、引き下げを意図するのか、こういうことでございまして、けれども、国際競争力が非常に不十分な現状でございまして、そういう関連から不足払いを行なおうとすることござりますので、この日本の酪農製品が相当生産コストが低下するというまで、輸入等につきましては規制を継続しておかなければならぬことは申しまでもございません。（拍手）

すべきものと考えております。具体的な算定の方法等につきましては、畜産物価格審議会等の御意見を十分聞きまして、制度の本旨に即するよう適正を期してまいりたい、こう考えております。

(拍手)

〔國務大臣田中角栄君登壇、拍手〕

○國務大臣(田中角栄君) 矢山さんにお答えいたします。

第一点は、補給金は一般会計で全額負担すべしということです。まことに、補給金の財源につきましては、御指摘のとおり乳製品の輸入差益のみに依存するものではありません。政府が予算の範囲内におきまして交付をすることにもなっておるわけでございます。財政の関係もございまして、全額一般会計で補給金を負担するということは現在考えておりません。

第二点は、補給金財源に輸入差益金を充てることは、乳製品の輸入増大となって国内酪農を圧迫するということです。また、乳製品輸入は国内における需給及び価格の安定上必要なものだけを輸入することになつておりますので、この制度が国内酪農を圧迫するとは考えられないわけだと思います。

第三点は、生産費所得補償方式の採用について

の御質問でございます。わが国酪農は成長過程にありまして、酪農及び乳業の合理化がなお不十分でありまして、国際競争力に乏しい現状におきましては、かえつて非効率な牛乳生産を助長するこ

する上におきましても、生産費所得補償方式の採用については不適当だと考えております。

〔國務大臣神田博君登壇、拍手〕

第四点は、本制度による一般会計からの補給金の負担割合は将来との程度になるのがといふこと

でございます。これは乳製品の輸入量がどのよう

になるのか、将来における乳製品全体の需給事情にも関係がありますので、はつきり現在において申し上げられないわけであります。(質問してい

ないことに答弁する必要があるか」と呼ぶ者あり)質問してございます。

第五点、牛乳を米と同じく特別会計を設けて需

給価格の調整をはかる意思がないかということでございます。牛乳は御承知のとおり腐敗性の高い農産物でありますし、また、わが国の酪農及び乳業は現に発展過程にあり、生産面におきましても流通面におきましても、今後一そなうの合理化が要求せられ、期待されるものであります。したがいまして、米と同様に国家管理をすることは、商品の性格上からいたしましても、適当でないと考えておるの

でございます。

この五点は御質問にお答えをいたしたわけであります。(拍手)

〔國務大臣櫻内義雄君登壇、拍手〕

次は、第二点でございます。乳の原料は野放し状態であるが、含有成分の規格を設けてこれを規制すべきではないか、こういうお尋ねでございました。乳飲料についての含有成分の規格を設ける

ては考えておりません。(拍手)

〔國務大臣神田博君登壇、拍手〕

○國務大臣(神田博君) 第一点は、牛乳の消費増大のため食品衛生法の改正を行なうべきではないかというお尋ねでございました。

○副議長(重政庸徳君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと

善向上に、また、国民体位の向上のために望ましいことでありますので、法の運用にあたりましては、衛生の確保される限り実情に沿うように十分配慮をしておるところであります。将来とも同様にしてまいりたいと考えております。しか

し、牛乳の特性から考えて、現行法で定めておられます衛生基準は厳格に守るべきものであると考えております。しかし、そのために、関係局長の通達を守るために過ぎて、消費水準が上昇しないということになりますならば、これはその趣

旨が違うわけでござりますから、これらの点については十分ひとつ検討いたしたい。いわゆる衛生維持と消費促進とが両立できるように、その方策につきまして一そなうの検討を加えまして、牛乳の消費の増大をはかりたい、かのように考えております。(「早くやらなければいけんよ」と呼ぶ者あり)

承知いたしました。

出席者は左のとおり。

議員	議長	重宗 雄三君
市川 房枝君	副議長	庸徳君
二木 謙吾君		
鬼木 勝利君		
北條 勲八君		
大竹平八郎君		
鈴木 一弘君		
上原 正吉君		
岡崎 真一君		
三木與吉郎君		
和泉 覚君		
野田 優作君		
笠森 順造君		
沢田 一精君		
村上 義一君		
小山邦太郎君		
植木 光教君		
中山 福藏君		
辻 武寿君		
森田 タマ君		

本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十九分散会

認めます。

出席者は左のとおり。

す。そこで、さしあたっては、含有乳成分の量を消費者にさらに見やすいように表示いたしまして、そして品質の向上をはかつて、御質問の御趣旨に沿いたいと、かように考えております。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと

熊谷太三郎君	久保 勘一君	佐野 廣君	通商産業大臣 櫻内 義雄君
山崎 肇君	井川 伊平君	林田 正治君	内閣法制局長官 高辻 正巳君
植垣弥一郎君	仲原 善一君	柴谷 要君	内閣參賀四八第三号
豊田 雅孝君	竹中 恒夫君	大河原一次君	昭和四十年四月二十日
江藤 智君	龜井 光君	古池 信三君	内閣總理大臣 佐藤 栄作
植垣弥一郎君	山下 春江君	山本 利壽君	参議院議員岩間正男君提出集会、集団行進及び
平島 敏夫君	坂本 繁雄君	藤野 純雄君	集団示威運動に関する東京都公安条例についての質問に対する答弁書
坂 末治君	西郷吉之助君	紅露 みづ君	右の質問主意書を国会法第七十四条规定によつて提出する。
植竹 春彦君	植竹 春彦君	田中 茂穂君	松本 賢一君
大野木秀次郎君	黒川 武雄君	草葉 隆圓君	杉山善太郎君
黒川 武雄君	栗原 祐幸君	鍋島 直紹君	中村 順造君
栗原 祐幸君	丸茂 重貞君	日高 広為君	高山 恒雄君
黒川 武雄君	温水 三郎君	長谷川 仁君	藤田藤太郎君
栗原 祐幸君	村山 道雄君	西田 信一君	相澤 重明君
黒川 武雄君	柴田 栄君	大谷藤之助君	田上 松衛君
栗原 祐幸君	松野 孝一君	柳岡 秋夫君	大和 与一君
黒川 武雄君	石井 桂君	小酒井義男君	柳岡 秋夫君
栗原 祐幸君	田中 啓一君	鈴木 壽君	木村禎八郎君
黒川 武雄君	斎藤 昇君	岡田 宗司君	羽生 三七君
栗原 祐幸君	村松 久義君	松本治一郎君	曾祢 益君
黒川 武雄君	高橋 衛君	塙見 俊二君	又東京都公案条例についての質問主意書
栗原 祐幸君	吉武 恵市君	小柳 牧衡君	一、国会、首相官邸及びアメリカ大使館周辺の集
黒川 武雄君	郡 祐一君	芳賀 貢君	団示威運動は、東京都公案委員会が原則として許可しない方針をとつてゐるが、事実
栗原 祐幸君	内閣總理大臣	佐藤 榮作君	か。事実とすれば、いつ、いかなる方法で定められたのか。又その法律上の根拠は何か。
栗原 祐幸君	外務大臣	芳賀 貢君	二、先の事例において、進路変更処分は、いかなる法律上の根拠からか。
栗原 祐幸君	農林大臣	佐藤 榮作君	三、右の事例に附加された条件には、どんなものがあるか。プラカード等の携帯の制限、宣伝物の配布制限等不适当表現の自由を剝奪する内容のものはないか。
栗原 祐幸君	赤城 宗徳君	神田 博君	一、秩序保持に関する事項
栗原 祐幸君	渡辺 勘吉君		条件書

集会、集団行進及び集団示威運動に関する東京都公安条例についての質問主意書
参議院議員岩間正男君提出集会、集団行進及び集団示威運動に関する東京都公安条例についての質問に対する答弁書

参議院議員岩間正男君提出集会、集団行進及び集団示威運動に関する東京都公安条例についての質問に対する答弁書

参議院議員岩間正男君提出集会、集団行進及び集団示威運動に関する東京都公安条例についての質問に対する答弁書

右質問する。

- 1 主催者および現場責任者は、集会、集団示威運動の秩序保持について指揮統制を徹底すること。
- 2 時間およびこの条件書末尾に記載した集団示威運動の進路を厳守すること。
- 3 各級責任者は、それぞれ役職を明示した標識をつけ、責任区分を明らかにすること。
- 4 宣伝カーは、てい団のせん頭または後尾に位置させ、みだりに停車または前進、後退をしないこと。
- 5 解散地では、到着順にすみやかに流れ解散すること。
- 二、危害防止に関する事項
- 1 鉄棒、こん棒、石、裸火その他危険な物件は、一切携行しないこと。
- 2 旗、プラカード等の大きさは、一人で自由に持つ歩きができる程度のものとし、旗さおまたはえ(柄)に危険なものを用い、あるいは危険な装置を施さないこと。
- 3 点灯したちよちゃん等を会場、進路もしくは解散地に放置しないこと。
- 三、交通秩序維持に関する事項
- 1 行進隊形は五列縦隊、一てい団の人員はおおむね二五〇名とし、各てい団間の距離はおおむね一てい団の長さとする。
- 2 だ行進、うず巻き行進、ことさらなかけ足行進、おそ足行進、停滯、あるいは先行てい団との併進、またはいわゆるフランス・デモ等、交通秩序をみだす行為をしないこと。

- 3 宣伝カー以外の車両を行進に参加させないこと。
- 4 行進中の宣伝カーは正常な行進に必要な速度を保つこと。
- 5 旗をお等を利用して隊伍を組まないこと。
- 6 発進、停止、その他行進の整理のために行なう警察官の指示に従うこと。
- 四、夜間の静ひつ保持に関する事項
- 1 病院、学校、図書館等の近くを通るときは、とくに静寂を保つこと。
- 2 付近の住民にいちじるしい迷惑をかけるような騒音を発し、または喧騒にわたらないと。
- 五、進路の変更に関する事項
- 公共の秩序を保持するため、申請にかかるる。
- 集団示威運動の進路を次のとおり変更する。
- 会場—西幸門—霞ヶ関B前交差点—大蔵ウラ交差点左—(放射一号線)—溜池左—虎の門—田村町一丁目—新橋大ガード手前左—第一ホテル角右—土橋

【参照】

四月十六日は、会議を開くに至らなかつたが、参照のため左に議事日程を掲載する。

議事日程 第十五号

昭和四十年四月十六日(金曜日)

午前十時開議

- 第一 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案及び牛乳法案(趣旨説明)
- 第二 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案に留意して計画的な養成確保をはかるべきである。
- 一、養護教諭養成所の充実、増設等についてすみやかに検討し、その実現に努力すること。
- 二、文部大臣の指定する養護教諭養成機関に対しても、日本育英会の選学資金の貸与並びに返還免除の措置を講ずるよう努力すること。
- 右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
- 昭和四十年三月三十日

〔第十一号参照〕

審査報告書

国立養護教諭養成所設置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年三月三十日

審査報告書

文教委員長 山下 春江

国立学校設置法等の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年三月三十日

要領書

参議院議長 重宗 雄三殿

文教委員長 山下 春江

参議院議長 重宗 雄三殿

本法律案は、養護教諭不足の事態に対処するため、その養成機関として国立養護教諭養成所

を設置することにより、養護教諭の養成確保を

はからうとするものであり、妥当な措置と認められた。

一、委員会の決定の理由

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

本法施行に要する経費として、二千五百十一

万六千円が、昭和四十年度予算に計上されてい

る。

本法律案は、宮城教育大学及び釧路工業高等

専門学校ほか六国立高等専門学校を設置し、

北海道大学ほか十一国立大学に十七学部を、室

蘭工業大学ほか七国立大学に大学院を、静岡大

学に大学附置の研究所をそれ設置し、宇都宮

工業短期大学及び図書館職員養成所を廃止する

とともに、国立工業教員養成所を卒業した者が

大学に編入学することができる」とする等の

措置を講じようとするものであり、おおむね妥

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入れ又は外貨債の発行の円滑化に資するため、外貨債務についての政府の保証を予算をもつて定める総額の範囲内で実情に即して行なうことができる」ととするところに、国際復興開発銀行へ引き渡すための債券の発行、一般担保及び利子等の非課税に係る規定を整備しようとするものであつて、適當な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しないが、昭和四十年度予算総則において、国際復興開発銀行等から外貨資金の借入れに対し、その債務保証の限度額を五百四十億円に、又外貨債の發行については、その債務保証の限度額を二百三十四億円と定めている。

昭和四十年三月三十日

大蔵委員長 西田 信一

参議院議長 重宗 雄三殿

議院運営委員長 田中 茂穂

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国会議員の秘書の滞在雑費及び閉会中の雜費の額を改定しようとするものであつて、適當な措置と認める。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における酒類の取引の状況等にかえりみ、酒類業組合等が經營の合理化のために酒類の販売方法の規制を行なうことができる」と、あわせて酒類販売価格の自由化に伴い、不況カルテルの要件について整備する等の所要の改正を行なおうとするものであつて、適當な措置と認める。

一、費用

本法律案は、国会の各会派に対し交付する立法事務費の算定基準額を改定しようとするものであつて、適當な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、八千六百万円である。

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年三月三十一日

参議院議長 重宗 雄三殿

法務委員長 石井 桂

一、委員会の決定の理由

この法律施行のため、別に費用を要しない。

一、費用

本法施行に要する経費は、計上済みである。

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

審査報告書

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案

要領書

一、委員会の決定の理由

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

つて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年三月三十一日

要領書

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、昭和四十年度予算に一千四百三十一万四千円が計上されている。

附帯決議

政府並びに最高裁判所は、近時における訴訟運延の現象にかんがみ、裁判官、裁判所書記官その他の裁判所職員を大幅に増員するとともに、それに伴う官舎その他の施設の拡充整備に特段の努力をすべきである。

右決議する。

審査報告書

地方税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年三月三十一日

地方行政委員長 天坊 裕彦

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方税法について、住民税における障害者等の非課税範囲を二十二万円まで拡大すること、法人税率の引下げによる減収を回避するため住民税法人税割の税率を調整すること

と、個人事業税の事業主控除額を二十四万円とすること、営業用小型自動車及びトラック等以外の自動車の自動車税率等を五十ペーセント引き上げること、大規模償却資産の固定資産税について市町村の課税限度額を合理化すること、電気ガス税の免稅点をガス五百円、電気四百円とすること等の改正を行ない、また、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律について、大規模の償却資産に係る市町村分算定標準額を合理化すること等を主な内容とするもので、地方財政の安定と住民負担の軽減合理化を図るため、おおむね妥当な措置と認めた。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

と、個人事業税の事業主控除額を二十四万円とすること、営業用小型自動車及びトラック等以外の自動車の自動車税率等を五十ペーセント引き上げること、大規模償却資産の固定資産税について市町村の課税限度額を合理化すること、電気ガス税の免稅点をガス五百円、電気四百円とすること等の改正を行ない、また、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律について、大規模の償却資産に係る市町村分算定標準額を合理化すること等を主な内容とするもので、地方財政の安定と住民負担の軽減合理化を図るため、おおむね妥当な措置と認めた。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

措置を講ずべきである。

一、国・地方団体間の税源の再配分、非課税規定の整理及び国税の減免措置による地方税収への影響を遮断する等の措置を再検討し、地方財源の強化をはかること。

一、課税最低限度額を引き上げる措置等により住民税及び個人事業税の軽減をはかること。

一、都市特に指定都市の財政需要の增高に対処するため、税・財政制度を再検討し、独立税源の充実その他必要な財源措置をすること。

一、自動車の普及範囲と社会生活における必需性を配慮し、将来自動車税及び軽自動車税の軽減を合理化につき慎重に検討すること。

一、水道事業の特殊性を考慮して電気ガス税の軽減措置等について検討すること。

一、料理飲食等消費税における免稅点及び基礎控除額について引き上げ措置を検討すること。

右決議する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方交付税の率を引き上げ、地方交付税の総額の増加に伴い単位費用を改定し、測定単位の数値の算定基礎等の一部を改めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認められる。

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

つて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年三月三十一日

地方行政委員長 天坊 裕彦

参議院議長 重宗 雄三殿

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、昭和四十年度予算に一千四百三十一万四千円が計上されている。

附帯決議

政府並びに最高裁判所は、近時における訴訟運延の現象にかんがみ、裁判官、裁判所書記官その他の裁判所職員を大幅に増員するとともに、それに伴う官舎その他の施設の拡充整備に特段の努力をすべきである。

右決議する。

審査報告書

地方税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

地方交付税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

参議院議長 重宗 雄三殿 建設委員長 安田 敏雄

所得税法案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年三月三十一日

要領書

審査報告書

大蔵委員長 西田 信一

法人税法案

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和四十年度、百八十四億五千七百万円である。

一、費用

十年度、九百三十一億六千百万円である。

一、委員会の決定の理由

この法律案は、公庫の業務の範囲を拡大するとともに、既存の貸付制度の改善を行なおうとするもので、その要旨は、公庫の貸付を受け、住宅の賃貸又は分譲事業を行なう者の範囲を拡げて個人を加えることとしたこと、新住宅市街地開発事業等の大規模な宅地造成事業において、特に緊急性の強い学校施設の建設資金を宅地造成資金にあわせて貸付ることができるなどしたこと、ならびに賃貸住宅又は分譲住宅のある中高層耐火建築物等に必要な資金の貸付限度額の引き上げを行なうこととしたこと等のほか、所要の改正を行なおうとするもので、おおむね妥当な措置と認める。

一、委員会の決定の理由

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年三月三十一日

要領書

審査報告書

大蔵委員長 西田 信一

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年三月三十一日

大蔵委員長 西田 信一

審査報告書

本法律案は、今次の税制改正の一環として、資本市場の育成等に資するため、利子所得等についての分離課税制度の適用期間を延長し、配当所得について源泉選択制度を創設することも

要領書

本法律案は、今次の税制改正の一環として、

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、企業の資本の充実、中小企業の税負担の軽減等に資するため、法人税の税率の引下げを行なうほか、納税者の理解を容易にする見地から現行所得税法の体系的な整備と平明化を図ることともに、課税所得及び税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続等につきその簡素合理化を図るため、所得税法の全部について規定を整備しようとするものであつて、適當な措置と認める。

要領書

本法律案は、今次の税制改正の一環として、

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、人税法の体系的な整備と平明化を図ることともに、課税所得及び税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続等につきその簡素合理化を図るため、人税法の全部について規定を整備しようとするものであつて、適當な措置と認める。

要領書

本法律案は、今次の税制改正の一環として、

一、委員会の決定の理由

この法律施行のため必要な経費は、約六十六億七千五百万円である。

一、費用

審査報告書

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和四十年度、百八十四億五千七百万円である。

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

一、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和四十年度、百八十四億五千七百万円である。

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

別控除制度の拡充合理化を図り、中小企業の近代化等に資するため、小売商業の共同店舗について特別償却制度を設けるとともに中小企業の工場集団化計画等に係る土地等の登記の登録税の軽減を図り、山林所得の課税について植林費の特別控除制度を創設し、その他交際費損金不算入制度に係る不算入割合の引上げ、ふどう糖の消費促進のための砂糖消費税の税率の軽減、新築住宅に係る登録税の軽減措置及び航空機に係る通行税の税率の軽減措置の適用期間の延長等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に伴う租税の増収見込額は、昭和四十年度二百六十八億九千万円である。

附帯決議

租税特別措置法第六十一条の規定の適用対象に、新たに消費生活協同組合等を加えることについては、政府は税制調査会に諮つて必要な措置を講すべきである。

右決議する。

別除制度の拡充合理化を図り、中小企業の近代化等に資するため、小売商業の共同店舗について特別償却制度を設けるとともに中小企業の工場集団化計画等に係る土地等の登記の登録税の軽減を図り、山林所得の課税について植林費の特別控除制度を創設し、その他交際費損金不算入制度に係る不算入割合の引上げ、ふどう糖の消費促進のための砂糖消費税の税率の軽減、新築住宅に係る登録税の軽減措置及び航空機に係る通行税の税率の軽減措置の適用期間の延長等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

本法案は、所得税法及び法人税法の改正に伴い、租税特別措置法その他の関係法令の整備を行なおうとするものであつて、適当な措置と認められる。

一、委員会の決定の理由

本法施行に伴う租税の増収見込額は、昭和四十年度二百六十八億九千万円である。

附帯決議

租税特別措置法第六十一条の規定の適用対象に、新たに消費生活協同組合等を加えることについては、政府は税制調査会に諮つて必要な措置を講すべきである。

右決議する。

審査報告書

所得税法及び法人税法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年三月三十一日

大蔵委員長 西田 信一
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

要領書

本法律案は、昭和三十七年度以降暫定軽減税率の適用を受けている小型乗用自動車、カラー

フィルム、小型レコード、カラーテレビジョン受像機の四品目について、その後の生産及び取引の実情にかえりみ、その税率を段階的に引き上げようとするものであつて、適当な措置と認める。

本法施行に伴う昭和四十年度増収見込額は二十五億一千四百万円である。

一、費用

本法施行に伴う昭和四十年度増収見込額は二十五億一千四百万円である。

本法施行に伴う昭和四十年度増収見込額は二十五億一千四百万円である。

審査報告書

関税率法等の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

審査報告書

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年三月三十一日

大蔵委員長 西田 信一
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

本法律案は、最近における経済情勢の変化に

対応するため、關税率等について所要の改正を行ない、あわせて、最近における外國貿易の実情にかえりみ開港を追加するとともに、船用品及び機用品の積込手続の簡素化等所要の改正を行なおうとするものであつて、適当な措置と認める。

本法施行のため、別に費用を要しないが、昭和四十一年度において七億円の増収が見込まれてゐる。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しないが、昭和四十一年度において七億円の増収が見込まれてゐる。

審査報告書

本法律案は、一般会計から交付税及び譲与税

要領書

本法律案は、一般会計から交付税及び譲与税

大蔵委員長 西田 信一
参議院議長 重宗 雄三殿

一、委員会の決定の理由

配付金特別会計に繰り入れる金額で、所得税、法人税及び酒税の収入見込額を基礎とするもの

の算定の基準になる割合を、昭和四十年度以降、百分の二十九・五に引き下げるとしてよ

うとするものであつて、適當な措置と認める。

一、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

法務省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年三月三十一日

内閣委員長 柴田 栄

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、文部省の附属機関として国立社会教育研修所及び臨時私立学校振興方策調査会

本法律案は、登記事務の増加及び少年院の新設に伴い法務省職員の定員を九十八人増員する

とともに、鈴蘭台学園の名称及び位置を改めること、青森少年院及び帯広少年院を新設すること等の措置を講じようとするもので、妥当な措

一、費用

本法施行に伴い必要な経費として、十五億九

置と認める。

一、費用

本法施行に伴い必要な経費として、一億六千九百一十九万三千円が昭和四十年度一般会計予

算に計上されている。

審査報告書

文部省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年三月三十一日

内閣委員長 柴田 栄

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、労働災害の防止対策事務の強化

拡充を図るため、労働基準局に労災防止対策部

を設置すること、広域職業紹介の業務体制の整備に伴い北九州職業安定事務所を廃止するこ

と、労働省本省の職員定数を三百十人増加しよ

うとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い必要な経費として、約九千万円が昭和四十年度一般会計予算に計上されてい

千八百十二万七千円が昭和四十年度一般会計予算及び国立学校特別会計予算に計上されている。

算及び国立学校特別会計予算に計上されている。

る。

審査報告書

労働省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三十一日

内閣委員長 柴田 栄

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

委員会の決定の理由

昭和四十一年度一般会計予算、昭和四十一年度特

別会計予算及び昭和四十一年度政府関係機関予算

は、開放経済体制に対処して、通貨価値の維持

と国際収支の均衡を確保するとともに、長期にわたる安定成長を図ることを主眼とし、健全均

衡財政を堅持しつつ、国民負担の軽減合理化と

社会開発のための諸施策を積極的に推進することを基本方針として編成されたものである。國

税における減税額は、初年度八百十三億円、平

審査報告書

昭和四十一年度一般会計予算

昭和四十一年度政府関係機関予算

年度千百五十一億円であり、施策の重点は、農林漁業及び中小企業の近代化、社会保障の充実、住宅及び生活環境設施の整備促進、文教及び科学の振興、社会資本の整備及び地域格差の是正、地方財政の健全化等におかれている。

一般会計歳入歳出予算の総額は、

歳入 三兆六千五百八十億八千三十二万八千円

歳出 三兆六千五百八十九億八千三十一万八千円

であり、一般会計歳入歳出予算と特別会計歳入歳出予算との純計額は、

歳入 七兆二千六百二十億八千三百八十二万二千円

歳出 六兆七千五百七十四億七千五百四十万七千円

である。

なお、特別会計の数は、造幣局特別会計ほか四十二であり、政府関係機関の数は、日本専売公社ほか十二である。

右の措置は、おおむね妥当なものと認める。

第十三号中正誤

ペシ	段	行	一 誤
四〇	二	五	一人たり
四	元		書いて
五	最	い	正

昭和四十年四月二十一日 参議院会議録第十五号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価	一部 二十五円
(ただし良質紙は三十円 郵送料共)	
発行所	
東京	京都港区赤坂美町二番地
大	藏省印刷局
電話	東京 五八二四四二二(大)